

<今号の内容>

1. 障害福祉サービス報酬改定に向けた関係団体ヒアリング
2. 「今後の障害児支援の在り方について」報告書とりまとめ
～厚生労働省「障害児支援の在り方に関する検討会」～
3. 厚生労働省版 雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーン開催

1. 障害福祉サービス報酬改定に向けた関係団体ヒアリング

～厚生労働省 第3回障害福祉サービス等報酬検討チームを開催～

7月25日（金）、第3回障害福祉サービス等報酬改定チーム（主査：高鳥厚生労働大臣政務官）が開催され、平成27年度障害福祉サービス報酬改定に向け、障害福祉関係8団体を対象にヒアリングおよび質疑応答が行われた。

8月中に団体ヒアリングを終了し、秋から12月にかけてサービス毎に改定に向けた議論を行ったうえで、12月中旬に報酬・基準に関する基本的な考え方の整理を行う予定。

【今回のヒアリング団体は以下のとおり】

- ・（公益財団）日本知的障害者福祉協会（日知協）
- ・全国手をつなぐ育成会連合会（全育連）
- ・（公益社団）日本精神科病院協会（日精協）
- ・（NPO）全国精神障害者地域生活支援協議会（精支協）
- ・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会（GH学会）
- ・全国就労移行支援事業所連絡協議会（全就協）
- ・きょうされん
- ・（社福）全国社会福祉協議会・全国社会就労センター協議会（セルプ協）

※各団体からの意見は、次頁のURLに掲載されているヒアリング資料を参照

【主な質疑応答の内容】

- 障害分野では、グループホーム（以下、「GH」）の利用者数が増加しており、今後も重要な役割を果たすことが期待されている。重度障害、とくに行動障害を有する方を、規模の小さいGHでどのようにすれば受け入れることが可能か、ご意見を伺いたい（野沢アドバイザー）。
- ・重症心身障害や行動障害の方をGHで受け入れている事例はすでにあるが、運営については法人からの持ち出しが多い。基本報酬で重度障害者にも対応できる人材配置ができるようにするとともに、夜間加算なども必要となる（GH学会）。
 - ・現場の実践から、とくに行動障害を有する方は1～2名単位での小規模なケアが適していると考えます。GHにおける重度障害者の受け入れを促進するには、これまで以上に小規模のケアに対する評価が必要である（GH学会）。

- 日精協が提出したヒアリング資料の中で、GHの職員配置について看護師、精神保健福祉士、栄養士の要望が高く、その他医師についても17%が必要と回答している。医師の配置は、費用対効果から見て重要と考えるか。また、精支協から見た場合、GHへの医師の配置と生活面の充実のどちらが優先度が高いと考えるか（野沢アドバイザー）。
- ・医師の配置は、夜間などの時間帯に通院支援を行うことができないケースがあるためである。医療体制の充実に向け、医師に限らず看護師等の専門職の配置が必要になると考えている（日精協）。
 - ・GHでは、5年程度の時間をかけて利用者の生活訓練等を行っている。利用者の生活スキルを高めたうえで、地域移行につなげるというプロセスを大切にしているためである。よって、医療面だけが充実しても、地域移行が進むとは考えにくい。また、GHの役割として、地域移行にかかるネットワークの構築も重要な業務であると考えている（精支協）。
- 障害福祉制度やサービスは、随時改善されているが、その内容が、利用者や家族に正しく伝わっているか危惧している。利用者や家族はどうとらえているか（沖倉アドバイザー）。
- ・利用者とその家族の声として、制度やサービスが多岐にわたり、かつ複雑化しているため、制度自体をシンプルにしてほしいという声はある。また、利用者はサービス選択において、本人のニーズにあった柔軟な選択を希望しているため、それに対応した制度設計が求められる（全育連）。
- 障害分野も人材不足の状況であるとの発言があった。人材に関連して、就職後の職員養成について、業界全体で議論すべきだと考えるが、現状ではどのような取り組みを行っているか（沖倉アドバイザー）。
- ・障害分野にもさまざまな専門職がいるが、現在のポジションではこういう仕事をすると、そして、次はこの仕事にチャレンジするというような形や将来像を提示できていないことに問題があると考えている（日知協）。
- 精神障害を有する方が、長期入院後、一度は地域に戻るが、その後再入院するケースが多いと伺っている。一方、地域支援センターの状況を見ると、相談援助を担う人材が不足しており、機能していないという話も聞く。地域支援センターの現状はどのようなになっているか（野沢アドバイザー）。
- ・地域支援センターは、各機能を縦割りにせずワンストップで提供することに特徴がある。利用者の状況が悪くなれば、再入院ということもあるが、現状においても病院と連携した多様な機能を提供している（日精協）。

以上

次回は、8月6日（水）に関係団体ヒアリングを開催する予定である。

当日の資料は下記URLに掲載されている。

（参考）<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000052473.html>

2. 「今後の障害児支援の在り方について」報告書とりまとめ

～厚生労働省「障害児支援の在り方に関する検討会」～

7月16日（水）、「障害児支援の在り方に関する検討会」（座長：柏女霊峰淑徳大学教授）は、平成24年4月施行の改正児童福祉法等による障害児支援の体系の再編・一元化後の施行状況や、子ども・子育て支援法の施行等を踏まえたうえで、障害児支援の在り方にかかる報告書を取りまとめた。

今後、この報告書で示された方向性のもと、平成27年度の報酬改定や障害者総合支援法の施行3年後の見直しに併せた制度の見直しに向けて、社会保障審議会障害者部会等において障害児支援の充実にかかる具体的な検討を行う予定。

【報告書の主な内容】

（障害児支援の基本理念）

- ①地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
- ②障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための
後方支援としての専門的役割の発揮
- ③障害児本人の最善の利益の保障
- ④家族支援の重視

1. 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり
2. 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実
3. 特別に配慮された支援が必要な障害児のための医療・福祉の連携
4. 家族支援の充実
5. 個々のサービスの質のさらなる確保

報告書は、下記 URL に掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000050945.html>

3. 厚生労働省版 雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーン開催

8月5日（火）、厚生労働省において、雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーンが行われ、本会から湯川智美研修委員長が出席した。

本キャンペーンは、厚生労働大臣より、介護等の人材不足分野の全国団体に対し、雇用管理改善に向けたメッセージを手交し、あわせて、人材をめぐる状況や厚生労働省による事業主への支援施策等について説明、意見交換を行うものとして開催された。

田村憲久厚生労働大臣は、雇用関係のあり方が離職の大きな理由となっていることを挙げ、魅力ある職場づくりに取り組んでいただくことを事業主に求めるとともに、厚生労働省としても雇用管理改善に向けた様々な施策を用意しているので、事業主が活用できる支援施策を最大限に活用し、魅力ある職場づくりを進めていただきたいと求めた。

湯川委員長からは、人材確保については、特に首都圏において厳しい状況がある。加えて、介護分野においては介護基盤の緊急整備という方針もある。国の施策としてグランドデザインを描き、その実現に向けて具体的な数値を示し取り組んでいただきたい。また、本会としては、「アクションプラン 2015」を策定しており、トータルな人材マネ

ジメントの実現のため、さまざまな提案をしていきたいと考えている。小規模の法人も多いので、法人同士が連携しながら人材マネジメントしていく方法についても提案していきたいと考えている。事業主が活用できる支援施策については、積極的に周知していきたい、と発言した。

事業主が活用できる支援施策については、以下の URL

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028197.html>

の「リーフレット＜介護事業者の方へ＞介護事業者支援ガイド（平成 25 年度版）」を参照いただきたい。なお、近日中に 26 年度版が同ページに掲載される予定である。



会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

＜「経営協情報」送付先＞

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）